

税・国保

市税などの 休日収納窓口



市税などの収納窓口を、毎週土、日曜日に開設しています。平日が仕事などで忙しく、金融機関での納付が困難な方はご利用ください。

なお、納税相談も受け付けていますので、ご利用ください。
とき 毎週土・日曜日 午前8時30分～午後5時15分
 ※開設しない日／月曜日～金曜日の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）
ところ 市役所1階収納グループ

業務内容

市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納業務および納税相談

問合せ先

収納グループ

☎ 52-11111 (内線241・243・259)

国民健康保険税

第7期納期限は

2月1日(月)です

国民健康保険税（国保税）は、皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすこととなります。必ず納期限内に納めましょう。

国保税を納めるには口座振替が便利で安心です。

納期ごとに金融機関に向いて国保税を納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

申込用紙は、金融機関か市民窓口グループにあります。通帳に使用している印鑑と通帳をお持ちになって手続きをしてください。

なお、口座振替をご利用の方は、残高を確認してください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎ 52-11111 (内線261・262)

国保・後期高齢者医療の加入者の皆さんへ

所得額にかかわらず

申告してください

◆各種軽減などの措置が受けられる場合があります

◆国保・後期高齢者医療の加入者は全員所得申告を

「私は所得が少なく、申告の義務がないから」などといって申告をしないと、適正な国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が算定できません。

被保険者の総所得金額が法律で定められた金額以下の場合や市民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと保険税又は保険料の軽減や入院の際の食事療養費標準負担額の減額、高額療養費にかかる自己負担限度額が少なくなる制度があります。

しかし、申告がされてないと、この制度に該当するかどうか判定ができず、せっかく有利になる制度を利用できないことがありますので、忘れずに申告をしてください。

問合せ先

市民窓口グループ

☎ 52-11111

平成22年2月 し尿収集作業日程表

月	日	曜日	区 域	月	日	曜日	区 域
2月	1日	月	青木町六～九丁目	15日	月	田戸町三・四丁目	
	2日	火	青木町二～五丁目	16日	火	田戸町五～七丁目	
	3日	水	春日町一～七丁目	17日	水	本郷町	
	4日	木		18日	木	呉竹町二～六丁目	
	5日	金	湯山町、神明町、沢渡町	19日	金	呉竹町六・七丁目、屋敷町一～三丁目	
	6日	土		20日	土		
	7日	日		21日	日		
	8日	月	稗田町一～六丁目	22日	月	屋敷町四～七丁目	
	9日	火	二池町一～六丁目	23日	火	向山町一～六丁目	
	10日	水		24日	水	向山町六丁目、小池町	
	11日	木	碧海町二～五丁目	25日	木	小池町、新田町、八幡町	
	12日	金	芳川町、田戸町二・三丁目	26日	金	論地町、清水町	
	13日	土		27日	土		
	14日	日		28日	日		

し尿

2月のし尿収集

・国民健康保険担当（内線261・262）
 ・後期高齢者医療担当（内線227・217）

2月のし尿収集作業日程は、表のとおりです。

作業は、天候などの理由で2～3日前後することがあります。

申込先（収集業者）

高浜衛生㈱

☎ 53-0516

問合せ先

市民生活グループ

☎ 52-11111 (内線264)